

瀬戸市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）の規定に基づき、瀬戸市における住民の生活に必要な輸送の確保及び公共交通の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事業を行うため、瀬戸市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

(事業)

第2条 交通会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 市における公共交通のあり方に関する協議
- (2) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の様態に関する協議
- (3) 市が運営する有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関する協議
- (4) 地域公共交通網形成計画及び法第5条の規定に基づく地域公共交通計画の作成並びに変更に関する協議及び当該計画に位置付けられた事業の実施並びに実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(委員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (4) 市民団体又は市民の代表
- (5) 市の公募に応じた者のうち、市長が必要と認める者
- (6) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
- (7) 瀬戸警察署長又はその指名する者
- (8) 愛知県振興部交通対策課長又はその指名する者
- (9) 愛知県尾張建設事務所長又はその指名する者
- (10) 市職員
- (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(役員)

第5条 交通会議に以下の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 議長1名
- (3) 副議長1名
- (4) 監事2名

2 会長は、市長又は市長が指名した者をもって充てることとし、交通会議を代表する。

3 監事は会長が指名する。

4 議長及び副議長は委員の互選により決める。

5 議長は交通会議の議長となり、副議長は、議長を補佐し、議長が欠けるときには、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員の任命又は委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

2 会議を招集するときは、委員に対し、協議事項、日時、場所等を通知しなければならない。

3 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、委員から代理者に書面による権限の委任がある場合には、代理者を出席委員とみなす。

4 前項ただし書きの規定は、第3条第1号、第5号及び第11号の規定により任命又は委嘱された委員については適用しない。

5 会長は、必要に応じて委員以外の者に、会議への出席及び資料の提出等を要請することができる。

6 会議は、原則として公開とする。

(会議の招集の特例)

第6条の2 会長は、前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により委員を招集することが困難であると認める場合には、議事の概要を記載した書面を各委員に送付し、その意見を聴き、又は賛否を問い、会議に代えることができる。

(議決)

第7条 会議の議決は全会一致を原則とするが、成立しない場合にはおいては、出席委員の4分の3をもって決することとする。

2 特別な事情により議決に加わることのできない委員は、あらかじめ通知された協議事項について書面により表決することができる。ただし、前条第3項ただし書の規定により代理者に権限の委任がある場合は、この限りでない。

3 第6条の2における書面での会議の議決は、3分の2以上の委員から書面による回答が得られ、第7条第1項の規定により決するものとする。

(協議結果の取扱い)

第8条 会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第9条 交通会議は、交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、第3条に規定する委員の中から、会長が指名する。

3 前項に掲げる委員のほか、交通会議が必要と認めた者を幹事会の委員とすることができる。

4 幹事会は、必要に応じて委員以外の者に対し、資料の提出及び意見等を求めることができる。

5 幹事会において審査した事項については、交通会議へ報告するものとする。

(専門部会)

第10条 交通会議は、地域の実情に即した課題や専門的な個別課題について協議するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、第3条に規定する委員の中から、会長が指名する。

3 前項に掲げる委員のほか、交通会議が必要と認めた者を専門部会の委員とすることができる。

4 専門部会は、必要に応じて委員以外の者に対し、資料の提出及び意見等を求めることができる。

5 専門部会において協議した事項については、交通会議へ報告するものとする。

(財務に関する事項)

第 11 条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関して必要な事項は会長が別に定める。

(庶務)

第 12 条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置くことができる。

2 事務局は、瀬戸市都市整備部都市計画課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要綱は、平成 19 年 5 月 9 日から施行する。

(瀬戸市コミュニティバス検討委員会設置要綱等の廃止)

第 2 条 瀬戸市コミュニティバス検討委員会設置要綱及び瀬戸市コミュニティバス検討委員会傍聴要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 8 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 2 月 1 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。